

神戸市立工業高等専門学校教員選考規程

2023年4月1日

規程第4号

(目的)

第1条 この規程は、神戸市立工業高等専門学校（以下「本校」という。）における教授、准教授、講師、助教及び助手（以下「教員」という。）の任用に関し、高等専門学校設置基準（昭和36年文部省令第23号）によるもののほか、必要な手続きについて定めることを目的とする。

(教員選考会議)

第2条 前条の目的を達成するため、神戸市立工業高等専門学校教員選考会議（以下「選考会議」という。）を設置する。

- 2 選考会議は、校長、教務主事（計画調整）又は教務主事（教育）、教務主事（研究）又は学生主事、及び関係する学科長等（以下「選考委員」という。）をもって構成する。
- 3 選考会議に委員長を置き、校長をもって充てる。
- 4 委員長は、必要に応じて関係学科の教員に出席を求めることができる。
- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した選考委員がこれを代理又は代行する。

(任務)

第3条 選考会議は、次条に定めるところにより本校における教員の採用候補者を選考する。

(選考方法)

第4条 教員の選考は、公募により行うものとする。

- 2 選考方法は、書類選考及び面接選考（模擬授業を含む。）とする。

(意見の聴取)

第5条 選考にあたり、委員長は、選考委員以外の者から意見を聴取することができる。

(事務処理)

第6条 選考会議の運営その他教員の選考に係る事務は、事務室総務課が処理する。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2026年4月1日から施行する。